

官報

号外 昭和二十二年八月二十九日

○國第一回衆議院會議錄 第三十号

昭和二十二年八月二十八日(木曜日)

午後二時四十八分開議

議事日程 第二十九号

昭和二十二年八月二十八日(木曜日)

午後二時開議

第一 労働省設置法案(内閣提出、参議院送

出、参議院回付)

第二 皇族の身分を離れた者及び

皇族となつた者の戸籍に関する

法律案(内閣提出)

第三 家事審判法案(内閣提出)

第四 海難審判法案(内閣提出)

〔朗読を省略した報告〕

一、昨二十七日松岡議長は、片山内閣

総理大臣申請の、次の者を政府委員

に任命することを承認した。

総理廳事務官(戰災)
復興院建築局長 伊東 五郎

一、昨二十七日片山内閣総理大臣から

松岡議長宛、次の通り発令があつた

旨の通知を受領した。

農林事務官 山根 東明

第一回國会政府委員を命ずる

一、去る二十六日委員長理事互選の結果

次の通り当選した。

官報号外 昭和二十二年八月二十九日

衆議院會議錄第三十号

議長の報告

労働省設置法案 皇族の身分を離れた者及び

皇族となつた者の戸籍に関する法律案

未利用地耕作利用臨時措置法案(内閣提出)

以上三件 農林委員会 付託

未利用地耕作利用臨時措置法案

付託された。

一、去る二十六日予備審査のため内閣

から送付された議案は次の委員会に

付託された。

医師会、歯科医師会及び日本医療團

の解散等に関する法律案(内閣送付)

は次の通りである。

裁判所法の一部を改正する等の法律

案

<p

の身分を離れた者及び皇族となつた者の戸籍に関する法律案、日程第三、家事審判法案、右両案は、同一の委員会に付託された議案でありますから、一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。司法委員長 松永義雄君。

皇族の身分を離れた者及び皇族となつた者の戸籍に関する法律案

第一條 皇室典範第十一条の規定により、皇族の身分を離れた者について、新戸籍を編製する。

皇族の身分を離れた者及び皇族となつた者の戸籍に関する法律案

第一條 皇室典範第十一条の規定により、皇族の身分を離れた者について、新戸籍を編製する。

皇室典範第十三条の規定により、前項の者と同時に皇族の身分を離れた者は、同項の者の戸籍に入れる。

皇室典範第十四条第四項の規定により、皇族の身分を離れた者は、

至第三項の規定により、皇族の身分を離れた者は、婚姻前の戸籍に入れる。

戸籍がすでに除かれているときは、新戸籍を編製する。

第三條 皇室典範第十二条の規定により、皇族の身分を離れた者が離婚するときは、その者につき新戸籍を編製する。但し、その者の直系尊属につき第一條第一項の規定に

より編製した戸籍があるときは、その戸籍に入る。

第四條 皇族以外の女子が皇后となり、又は皇族男子と婚姻したときは、その戸籍から除かれる。

第五條 第一條第一項又は第二條第三項の規定により新戸籍を編製される者は、十日以内に、皇族の身分を離れた原因を証する書面を添えて、左の事項を届け出なければならぬ。

一 本籍

二 届出入の戸籍に入る者があるときは、その者の氏名、出生の年月日及びその者と届出入との繩柄

三 届出入及びその戸籍に入る者の父母の氏名並びにその者と父母との繩柄

四 皇族の身分を離れた原因及び年月日

五 家事審判法案

六 本籍

七 本籍

八 本籍

九 本籍

十 本籍

十一 本籍

一二 本籍

一三 本籍

一四 本籍

一五 本籍

一六 本籍

一七 本籍

一八 本籍

一九 本籍

二〇 本籍

二一 本籍

する書面を添えて、左の事項を届け出なければならない。

一 除籍される者の氏名、出生の年月日及びその年月日

二 除籍の原因及びその年月日

三 附則

この法律は、公布の日から、これを施行する。

内閣提出)に関する報告書

〔都合により第三十三号の末尾に掲載〕

家事審判所は、相当と認めるとときは、前二項の規定にかかるらず、一人の家事審判官だけで審判又は調停を行うことができる。

第四條 裁判所職員の除斥、忌避及び回避に関する民事訴訟法の規定で、裁判官に関するものは、家事審判官及び参与員に、裁判所書記にこれを準用する。

第五條 参与員及び調停委員には、最高裁判所の定める旅費、日当及び止宿料を支給する。

第六條 審判又は調停の申立をするには、最高裁判所の定める手数料を納めなければならない。

第七條 特別の定がある場合を除いて、審判及び調停に関しては、その性質に反しない限り、非訟事件手続法第一編の規定を準用する。

但し、同法第十五條の規定は、この限りでない。

第八條 この法律に定めるものの外、審判又は調停に関し必要な事項は、最高裁判所がこれを定めることとする。

第九條 家庭に関する事件につき審判又は調停を行ふために裁判所法の規定により設けられた地方裁判所の支部は、これを家事審判所として、その支部に勤務する裁判官は、これを家事審判官とする。

第十條 家事審判所は、左の事項に

一一 民法第八百二十二条又は第

八百五十七條(同法第八百六

十七條第二項において準用す

る場合を含む。)の規定によ

る懲戒に関する許可その他の処分

一一 民法第八百二十六條(同法

第八百六十條において準用す

る場合を含む。)の規定によ

る特別代理人の選任

十一 民法第八百三十條第二項乃至第四項(司法第八百六十

第三項の規定による遺産の分

割に関する処分

家事審判所は、この法律に定められたもの外、他の法律において特

に家事審判所の権限に属させた事項についても、審判を行う権限を有する。

第十條 参與員の員数は、各事件について一人以上とする。

參與員は、地方裁判所が毎年前もつて選任する者の中から、家事審判所が各事件についてこれを指定する。

前項の規定により選任される者の資格、員数その他同項の選任に関し必要な事項は、最高裁判所がこれを定める。

第十一條 家事審判所は、何時でも、職權で第九條第一項乙類に規定する審判事件を調停に付することができる。

第十二條 家事審判所は、相當と認めるときは、審判の結果について利害關係を有する者を審判手続に参加させることができる。

第十三條 審判は、これを受ける者に告知することによってその効力を生ずる。但し、即時抗告をすることができる。審判に対する抗告は、確定しなければその効力を生じない。

第十四條 審判に対しては、最高裁判所の定めるところにより、即時抗告のみをすることができる。そ

の期間は、これを二週間とする。

登記義務の履行その他の給付を命ずる審判は、執行力ある債務名義と同一の効力を有する。

第六百四十六條、第六百四十七條及び第六百五十九條の規定は、家事審判所が選任した財産の管理をする者にこれを準用する。

第三章 調停

第六百四十六條、第六百四十七條及び第六百五十九條の規定は、家事審判所が選任した財産の管理をする者にこれを準用する。

第十七條 家事審判所は、人事に関する訴訟事件その他一般に家庭に關する事件について調停を行う。

但し、第九條第一項甲類に規定する審判事件については、この限りでない。

第十八條 前條の規定により調停を行なうことができる者は、まず家事審判所に調停の申立をしなければならない。

第十九條 前條の規定により調停を行うことができる者は、まず家事審判所に調停の申立をしなければならない。

第二十條 第十二條の規定は、調停手続にこれを準用する。

第二十一條 調停において当事者間に合意が成立し、これを調書に記載したときは、調停が成立したるものとし、その記載は、確定判決と同一の効力を有する。但し、第九條第一項乙類に掲げる事項については、確定した審判と同一の効力を有する。

第二十二條 調停委員会の組織は、家事審判官一人及び調停委員二人以上とする。

第二十三條 調停委員は、左の者の中から、家事審判官が各事件についてこれを指定する。

第二十四條 家事審判所は、調停委員会の調停が成立しない場合において相当と認めるときは、調停委員の意見を聽き、当事者双方のため公平に考慮し、一切の事情を観て、職權で、当事者双方の申立てに反しない限度で、事件の解決のため離婚、離縁その他必要な審判をすることができる。この審判においては、金銭の支拂その他の財産上の給付を命ずることができるものと認めるときは、前項に掲げるるときは、この限りでない。

第二十五條 第九條第一項乙類に規定する審判事件の調停については、これを適用しない。

第二十六條 第九條第一項乙類に規定する審判事件について調停が成立せず、且つ、その事件について第二十三條若しくは第二十四條第一項の規定による審判をせず、又は前條第二項の規定により審判が効力を失つた場合において、当事者がその旨の通知を受けた日から二週間以内に訴を提起したときは、調停の申立て時に、その訴の提起があつたものとみなす。

第二十七條 家事審判所又は調停委員会の呼出を受けた事件の関係人が正当な事由がなく出頭しないときは、家事審判所は、これを五百円以下の過料に処する。

第二十八條 調停委員又は調停委員会の調停において、当事者間に合意が成立し無効又は取消の原因の有無について争がない場合に

件を家事審判所の調停に付することができる。

第二十條 第十二條の規定は、調停手続にこれを準用する。

第二十一條 調停において当事者間に合意が成立し、これを調書に記載したときは、同項の審判は、確定されないときは、同項の審判は、確定されない場合は、離縁の無効又は取消に關し、当該合意に相当する審判をすることができる。

前項の規定は、協議上の離縁若しくは離縁の無効若しくは取消、認知、認知の無効若しくは取消、民法第七百七十三條の規定により父を定めること、嫡出子の否認又は身分關係の存否の確定に關する事件の調停委員会の調停にこれを準用する。

第二十二條 調停委員は、左の者の中から、家事審判官が各事件についてこれを指定する。

第二十三條 調停委員は、左の者の中から、家事審判官が各事件についてこれを指定する。

第二十四條 家事審判所は、調停委員会の調停が成立しない場合において相当と認めるときは、調停委員の意見を聽き、当事者双方のため公平に考慮し、一切の事情を観て、職權で、当事者双方の申立てに反しない限度で、事件の解決のため離婚、離縁その他必要な審判をすることができる。この審判においては、金銭の支拂その他の財産上の給付を命ずることができるものと認めるときは、前項に掲げるるときは、この限りでない。

第二十五條 第九條第一項乙類に規定する審判事件の調停については、これを適用しない。

第二十六條 第九條第一項乙類に規定する審判事件について調停が成立せず、且つ、その事件について第二十三條若しくは第二十四條第一項の規定による審判をせず、又は前條第二項の規定により審判が効力を失つた場合において、当事者がその旨の通知を受けた日から二週間以内に訴を提起したときは、調停の申立て時に、その訴の提起があつたものとみなす。

第二十七條 家事審判所又は調停委員会の呼出を受けた事件の関係人が正当な事由がなく出頭しないときは、家事審判所は、これを五百円以下の過料に処する。

第二十八條 調停委員又は調停委員会の調停において、当事者間に合意が成立し無効又は取消の原因の有無について争がない場合に

は、家事審判所は、必要な事実を調査した上、調停委員の意見を聽き、正当と認めるときは、婚姻又は離縁の無効又は取消に關し、当該合意に相当する審判をすることができる。

第一項の期間内に異議の申立てがないときは、同項の審判は、確定されない場合は、離縁の無効又は取消に關し、当該合意に相当する審判をすることができる。

前項の期間内に異議の申立てがないときは、同項の審判は、確定されない場合は、離縁の無効又は取消に關し、当該合意に相当する審判をすることができる。

第一項の期間内に異議の申立てがないときは、同項の審判は、確定されない場合は、離縁の無効又は取消に關し、当該合意に相当する審判をすることができる。

お邊します。まず本案の趣旨及び内容について簡単に御説明申し上げます。
由來身分関係に基く家庭内や親族間の紛争解決の途としての現行訴訟制度は、家庭の平和と健全な親族共同生活の維持をはかるという見地からは、理想に反する点がありますので、これを理想的に解決するためには、裁判官に民間有識者を加えた機関が、訴訟の形式によらないで、親族間の情意に適合するよう紛争を処理することが望ましいのであります。ここに家庭審判制度を全面的に採用しようとするのが本法案の趣旨であります。

その内容の主要な点は、第一に家庭審判所を家庭事件のみを取扱う地方裁判所の特別の支部といったし、その手続も訴訟の形式をとらなかつたことあります。

第二は、家庭審判所の取扱う事件は、離婚事件及び離縁事件等、その性質上訴訟手続によつて処理することを必要とする事件を除き、それ以外の家庭事件はすべて審判事件とし、審判事件は禁治産事件及び失踪事件等、その性質上調停に適さない事件を除き、すべて調停を行ひものとするとともに、家庭に関する訴訟事件についても、調停前譲りをとり、結局家庭事件はすべて一廳家事審判所において処理するとともに、家庭事件を可及的に関係人の互譲によつて円満かつ自主的に解決することになつております。

第三に、審判は原則として家事審判官が參與員の參與によつて行い、調停委員会もつて組織する調停委員会が行うこととしてあります。

第四は、現行人事調停法に比し、調停を強化し、婚姻または縁組の無効事件、嫡出子の否認事件等の調停におきましても、当事者間に合意が成立した場合には、必要な事実を職権で調査した上、その合意に相当する審判をなし得ることとするとともに、家庭事件について調停が成立しない場合には、強制調停をもなし得る途を開き、家庭事件はなるべく訴訟によらず、調停によつて処理するよういたしております。

第五として、參與員及び調停委員について、祕密漏泄の罰則を設け、家庭内の祕密が世間に暴露されることを防止して、当事者が安んじてこの家事審判制度を利用し得るようになつております。

以上の諸点のほか、審判及び調停につきましては、非訟事件手続法を準用してその手続を簡素にし、事件の迅速な解決と費用の軽減を企図しております。以上が本案の骨子であります。

本案は、民法の一部を改正する法律案の審議と並行して審議を行い、去る十四日政府の説明を聴き、次いで十八日及び二十三日の両日質疑を行いました。今その質疑の主なる点について御紹介申し上げます。

まず第一に、家事審判作用の性質、かんとの質疑に対し、主として非訟事件を取扱うが、法律を適用し、これを解決していくもので、それは司法権、わゆる裁判権の行使である旨の政府の答弁ありました。

次に、全國を通じ家事審判所の設立予定数はどのくらいかとの問い合わせし、大体從來の区域裁判所単位で、すなはち旧区域裁判所所在地の全國で二千七十八箇所に設ける予定であるとのことでござります。

次に、參與員の地位いかんとの質疑に対し、參與員は審判には直接関與せず、審判官は參與員の意見を諮詢しつつ審判するので、その意見には拘束されないとの答弁がありました。

次に、第九條末項の規定における審事審判所の管轄事項に入るものの中で、本法以外の他の法律に定める事項としてはいかなるものが予定されるかとの質疑がなされたのでございますが、これに対し、近く制定を予想される農業資産の相続に関する特例法に規定する相続に関する事件、改正戸籍法による氏名変更の許可及び其の他戸籍登正事件といふようなもので、家事裁判所に屬せしめることが適当と考えられるようなものを予定している旨の答弁があつたのでござります。

次に、第十八條の調停の申出方式は、文書によるものか、あるいは口頭

いの解事によつても行える旨の答弁であります。た。

次に、同條の前段と後段との規定を比べ考へると、事實上調停の申立をなくとも済むような感じを受け、規定の趣旨が徹底せぬのではないかとの質疑に対し、これはいわゆる調停前置主義による考え方で、人事件件は一應停止を試み、それで解決のつかぬ場合に訴訟に移すというので、からにそれをぞ視して訴えを起した場合には、それは本條の一項により不適式となるが、訴訟経済上の理由から、この訴えを却てせず調停にまわすこととした旨の答弁であります。以上、質疑の主なるものについて御紹介申しました。

次いで、二十五日討論の際、社会農石川委員、民主党八並委員、自由党大瀬委員及び國民協同党大島委員等の諸君より、それく党を代表し、原案に賛成の旨意見を述べられたのであります。次いで採決の結果、本案は原案通り可決致しました次第であります。以上報告いたします。

○議長(松岡駒吉君) 採決いたしました。両案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて両案は委員長報告の通り可決いたしました。(拍手)

○議長(松岡駒吉君) 日程第四、海難審判法案を議題といたします。委員長の報告を求めます。運輸及び交通委員長正木清君。
海難審判法案
第二章 総則
第三章 海難審判所の組織及び管轄
第四章 審判の手続
第五章 地方海難審判所の審判
第六章 高等海難審判所の審判
第七章 海難審判所の裁決に対する訴
第八章 裁決の執行
第九章 雜則
附則
海難審判法
第一章 総則
第一條 この法律は、海難審判所の審判によつて海難の原因を明らかにし、以てその発生の防止に寄與することを目的とする。
第二條 左の各号の一に該当する場合には、この法律による海難が発生したものとする。
一、船舶に損傷を生じたとき、又は船舶の運用に関連して船舶以外の施設に損傷を生じたとき。
二、船舶の構造設備又は運用に関

海難審判法案

卷二十一

第三章 補佐人

第五章 地方無難審判所の審判

卷之三

名詞

第九章

感應學明言

第一卷

審判によつて海難

卷之三

第一條 左の各号の一に該当する場

三
八
九
一
二

一 船舶に損傷を生じたとき

卷之三

第一項の場合には、事件は、切から移送を受けた地方海難審判所に係属したものとみなす。

第二十一條 理事官又は受審人は、命令の定めるところにより、高等海難審判所に管轄の移轉を請求することができる。

高等海難審判所は、前項の規定による請求があつた場合において、審判上便宜があると認めたときは、決定を以て管轄を移轉することができる。

第二十二條 海難審判所の事務処理に関する事項は、命令でこれを定める。

第三章 補佐人

第二十三條 受審人は、命令の定めるところにより、補佐人を選任することができる。

第二十四條 補佐人は、この法律に定めるものの外、命令の定める行為に限り、独立してこれをすることができる。

第二十五條 補佐人は、高等海難審判所に海事補佐人として登録した者の中からこれを選任しなければならない。但し、審判所の許可を受けたときは、この限りでない。

海事補佐人の資格及び登録に関する事項は、命令でこれを定める。

第二十六條 海事補佐人は、誠実にその職務を行わなければならぬ。

海事補佐人は、職務上知り得た祕密を守らなければならない。

第二十七條 海事補佐人は、高等海難審判所長の監督を受ける。

第二十八條 裁判前の手続

第四章 審判の手続

第二十九條 管海官廳、警察官吏及び市町村長は、第二條各号の一に該当する事実があつたことを認知したときは、直ちに、これをその事務所の所在地を管轄する地方海難審判所の理事官に報告しなければならない。

第三十條 領事官は、國外で第二條各号の一に該当する事実があつたことを認知したときは、直ちに、証拠を集取し、高等海難審判所の理事官に報告しなければならない。

第三十一條 理事官は、事件を審判に付すべきものと認めたときは、地方海難審判所に対し、審判開始の申立をしなければならない。

第三十二條 理事官は、事件を審判に付すべきものと認めたときは、直ちに、事件を調査し、且つ、証拠を集取しなければならない。

第三十三條 理事官は、事件を審判に付すべきものと認めたときは、地方海難審判所に対し、審判開始の申立をしなければならない。

第三十四條 理事官は、海難が海拔を守り、関係人の名譽を傷つけないように注意しなければならない。

第三十五條 理事官は、その職務を行つたため必要があるときは、左の各号の処分をすることができる。

一、海難関係人に出頭をさせ、又は質問をすること。

二、船舶その他の場所を検査すること。

三、海難関係人に報告をさせ、又は帳簿書類その他の物件の提出を命ずること。

四、公務所に對して報告又は資料の提出を求めること。

五、鑑定人、通訳人若しくは翻訳人に出頭をさせ、又は鑑定、通訳若しくは翻訳をさせること。

六、鑑定人、通訳人若しくは翻訳するには、その身分を示す証票を攜帯しなければならない。

七、公開の審判廷でこれを行う。

八、公開の審判廷でこれを行う。

九、公開の審判廷でこれを行う。

十、公開の審判廷でこれを行う。

十一、公開の審判廷でこれを行う。

十二、公開の審判廷でこれを行う。

十三、公開の審判廷でこれを行う。

十四、公開の審判廷でこれを行う。

十五、公開の審判廷でこれを行う。

十六、公開の審判廷でこれを行う。

十七、公開の審判廷でこれを行う。

十八、公開の審判廷でこれを行う。

十九、公開の審判廷でこれを行う。

二十、公開の審判廷でこれを行う。

二十一、公開の審判廷でこれを行う。

二十二、公開の審判廷でこれを行う。

二十三、公開の審判廷でこれを行う。

二十四、公開の審判廷でこれを行う。

二十五、公開の審判廷でこれを行う。

二十六、公開の審判廷でこれを行う。

二十七、公開の審判廷でこれを行う。

二十八、公開の審判廷でこれを行う。

二十九、公開の審判廷でこれを行う。

三十、公開の審判廷でこれを行う。

三十一、公開の審判廷でこれを行う。

三十二、公開の審判廷でこれを行う。

三十三、公開の審判廷でこれを行う。

三十四、公開の審判廷でこれを行う。

三十五、公開の審判廷でこれを行う。

三十六、公開の審判廷でこれを行う。

三十七、公開の審判廷でこれを行う。

三十八、公開の審判廷でこれを行う。

三十九、公開の審判廷でこれを行う。

四十、公開の審判廷でこれを行う。

四十一、公開の審判廷でこれを行う。

四十二、公開の審判廷でこれを行う。

四十三、公開の審判廷でこれを行う。

四十四、公開の審判廷でこれを行う。

四十五、公開の審判廷でこれを行う。

四十六、公開の審判廷でこれを行う。

四十七、公開の審判廷でこれを行う。

四十八、公開の審判廷でこれを行う。

四十九、公開の審判廷でこれを行う。

五十、公開の審判廷でこれを行う。

五十一、公開の審判廷でこれを行う。

理事官は、前項の場合においては、命令の定めるところにより、審判開始の申立に因つて、審判を開始する。

地方海難審判所は、前項に規定するものの外、左の方法により、必要な証拠を取り調べることができる。

船舶その他の場所を検査する。

第五章 地方海難審判所の審判

第三十五条 地方海難審判所は、理

事官の審判開始の申立に因つて、

審判を開始する。

一、船員その他の場所を検査する。

二、船舶その他の場所を検査する。

三、帳簿書類その他の物件の提出を命ずること。

四、公務所に對して報告又は資料の提出を求めること。

五、鑑定人、通訳人若しくは翻訳

人に出頭をさせ、又は鑑定、通訳若しくは翻訳をさせること。

六、鑑定人、通訳人若しくは翻訳するには、その身分を示す証票を攜帯しなければならない。

七、公開の審判廷でこれを行う。

八、公開の審判廷でこれを行う。

九、公開の審判廷でこれを行う。

十、公開の審判廷でこれを行う。

十一、公開の審判廷でこれを行う。

十二、公開の審判廷でこれを行う。

十三、公開の審判廷でこれを行う。

十四、公開の審判廷でこれを行う。

十五、公開の審判廷でこれを行う。

十六、公開の審判廷でこれを行う。

十七、公開の審判廷でこれを行う。

十八、公開の審判廷でこれを行う。

十九、公開の審判廷でこれを行う。

二十、公開の審判廷でこれを行う。

二十一、公開の審判廷でこれを行う。

二十二、公開の審判廷でこれを行う。

二十三、公開の審判廷でこれを行う。

二十四、公開の審判廷でこれを行う。

二十五、公開の審判廷でこれを行う。

二十六、公開の審判廷でこれを行う。

二十七、公開の審判廷でこれを行う。

二十八、公開の審判廷でこれを行う。

二十九、公開の審判廷でこれを行う。

三十、公開の審判廷でこれを行う。

三十一、公開の審判廷でこれを行う。

三十二、公開の審判廷でこれを行う。

三十三、公開の審判廷でこれを行う。

三十四、公開の審判廷でこれを行う。

三十五、公開の審判廷でこれを行う。

三十六、公開の審判廷でこれを行う。

三十七、公開の審判廷でこれを行う。

三十八、公開の審判廷でこれを行う。

三十九、公開の審判廷でこれを行う。

四十、公開の審判廷でこれを行う。

四十一、公開の審判廷でこれを行う。

勾引、押收、搜査その他の身体的、物若しくは場所についての強制の処分をし、若しくはさせ、又は過料の決定をすることはできない。

地方海難審判所は、前項に規定するものの外、左の方法により、必要な証拠を取り調べることができる。

船舶その他の場所を検査する。

二、帳簿書類その他の物件の提出を命ずること。

三、公務所に對して報告又は資料の提出を求めること。

四、鑑定人、通訳人若しくは翻訳

人に出頭をさせ、又は鑑定、通訳若しくは翻訳をさせること。

五、鑑定人、通訳人若しくは翻訳するには、その身分を示す証票を攜帯しなければならない。

六、公開の審判廷でこれを行う。

七、公開の審判廷でこれを行う。

八、公開の審判廷でこれを行う。

九、公開の審判廷でこれを行う。

十、公開の審判廷でこれを行う。

十一、公開の審判廷でこれを行う。

十二、公開の審判廷でこれを行う。

十三、公開の審判廷でこれを行う。

十四、公開の審判廷でこれを行う。

十五、公開の審判廷でこれを行う。

十六、公開の審判廷でこれを行う。

十七、公開の審判廷でこれを行う。

十八、公開の審判廷でこれを行う。

十九、公開の審判廷でこれを行う。

二十、公開の審判廷でこれを行う。

二十一、公開の審判廷でこれを行う。

二十二、公開の審判廷でこれを行う。

二十三、公開の審判廷でこれを行う。

二十四、公開の審判廷でこれを行う。

二十五、公開の審判廷でこれを行う。

二十六、公開の審判廷でこれを行う。

二十七、公開の審判廷でこれを行う。

二十八、公開の審判廷でこれを行う。

二十九、公開の審判廷でこれを行う。

三十、公開の審判廷でこれを行う。

三十一、公開の審判廷でこれを行う。

三十二、公開の審判廷でこれを行う。

三十三、公開の審判廷でこれを行う。

三十四、公開の審判廷でこれを行う。

三十五、公開の審判廷でこれを行う。

三十六、公開の審判廷でこれを行う。

三十七、公開の審判廷でこれを行う。

三十八、公開の審判廷でこれを行う。

三十九、公開の審判廷でこれを行う。

四十、公開の審判廷でこれを行う。

四十一、公開の審判廷でこれを行う。

四十二、公開の審判廷でこれを行う。

四十三、公開の審判廷でこれを行う。

四十四、公開の審判廷でこれを行う。

四十五、公開の審判廷でこれを行う。

四十六、公開の審判廷でこれを行う。

めることは、その旨を明らかにすれば足りる。

第四十四條 裁決の告知は、審判廷における言渡によつてこれをす。

第四十五條 この法律に定めるもの

の外、地方海難審判所の審判の手続に關し必要な事項は、命令でこれを定める。

第六章 高等海難審判所の審判

第四十六條 理事官又は受審人は、地方海難審判所の裁決に対しても、命令の定めるところにより、高等海難審判所に第二審の請求をすることができる。

補佐人は、受審人のため、独立して前項の請求をすることができる。

第一項の請求は、裁決の言渡の日から七日以内にこれをしなければならない。

第四十七條 理事官又は受審人は、裁決があるまで、第二審の請求を取り消すことができる。

第四十八條 高等海難審判所は、第二審の請求の手続がその規定に違反したときは、裁決を以てその請求を棄却しなければならない。

第四十九條 高等海難審判所は、地方海難審判所が不法に審判開始の

申立を棄却したときは、裁決を以て事件を地方海難審判所に差し戻さなければならぬ。

第五十條 高等海難審判所は、地方海難審判所が第四十一條各号の一に該当する場合において、審判開始の申立を棄却しなかつたときは、裁決を以てこれを棄却しなければならない。

第五十一條 高等海難審判所は、前二條の場合を除いては、本章について更に裁決をしなければならない。

第五十二条 高等海難審判所の審判については、この章に定める場合を除いて、第五章の規定を適用する。

第七章 海難審判所の裁決に対する訴

第五十三条 高等海難審判所の裁決に対する訴は、東京高等裁判所の管轄に専属する。

前項の訴は、裁決の言渡の日から三十日以内に、これを提起しなければならない。

地方海難審判所の裁決に対しては、訴を提起することができない。

第四十八条 理事官又は受審人は、裁決があるまで、第二審の請求を取り消すことができる。

第四十九條 高等海難審判所は、第二審の請求の手続がその規定に違

反したときは、裁決を以てその請求を棄却しなければならない。

第五十条 前條第一項の訴においては、高等海難審判所の理事官が、高等海難審判所を代表する。

第五十一条 第五十三条第一項の訴が、高等海難審判所を本

い。但し、裁判所は、必要と認めることは何時でも、申立に因り又は職権で、決定を以て裁決の執行の停止を命じ、又はその命令を取り消すことができる。

第五十六条 裁判所は、請求が理由があると認めるときは、裁決を取り消さなければならない。

前項の場合には、高等海難審判所は、更に審判を行わなければならぬ。

裁判所の裁判において裁決取消の理由とした判断は、その事件について高等海難審判所を拘束する。

第五十七条 裁決は、確定の後これを執行する。

第八章 裁決の執行

第五十八条 裁決は、その裁決をした海難審判所の理事官が、これを執行する。

第五十九條 免状行使の禁止の裁決があつたときは、理事官は、免状を取り上げ、これを主務官廳に送付しなければならない。

第六十条 免状行使の停止の裁決があつたときは、理事官は、免状を取り上げ、期間満了の後これを本人に還付しなければならない。

第六十一条 免状行使の停止の裁決があつたときは、理事官は、免状の召喚を受け、正当の理由がないのに出頭しない者

の召喚を受け、正当の理由がないのに出頭しない者

を宣報に告示しなければならない。

第六十二条 審判長は、勧告をする旨の裁決があつたときは、勧告書を作成して、これを理事官に交付しなければならない。

理事官は、前項の勧告書を裁決書の原本とともに勧告を受くべき者に送付しなければならない。

理事官は、命令の定めるところにより、勧告をする旨の裁決の内容を公示しなければならない。

第六十三条 勧告を受けた者は、その勧告を尊重し、努めてその趣旨に従い必要な措置を執らなければならぬ。

第六十四条 この法律の規定により出頭した証人、鑑定人、通訳人及び翻訳入には、命令の定めるところにより、旅費、日当及び宿泊料を支給する。

第六十五条 左の各号の一に該当する者は、非訟事件手続法により三千円以下の過料に処する。

第六十六条 前十九條乃至第二十一條削除

この法律施行前に発生した事実に基く審判については、旧法及び改正前の水先法第十九條乃至第二十一條の規定は、なおその効力を有する。

この場合において、旧法及びこれらの規定中「海員審判所」とあるのは、「海難審判所」と読み替えるものとする。

第六十七条 高等海難審判所においてした事件に関する手続は、これを高等海難審

判所においてした事件に関する手続

と、地方海員審判所においていた事件に関する手続は、これをその地方海員審判所の所在地を管轄する地方海難審判所においていた事件に関する手続とみなす。

海難審判法案(内閣提出)に関する報告書

一、議案の要旨

本案は、審判の対象を海拔免状受有者の非行に限らず、むしろ直接に海難の事実そのものを対象として、その原因を追究し、審理の結果海拔免状受有者に故意又は過失があつた場合には、これを懲戒し、海拔免状の防止に寄與せんとするものである。

本案は、審判の対象を海拔免状受有者の非行に限らず、むしろ直接に海難の事実そのものを対象として、その原因を追究し、審理の結果海拔免状受有者に故意又は過失があつた場合には、これを懲戒し、海拔免状の防止に寄與せんとするものである。

二、本案の目的

本案の目的は、戦争の結果惹起された悪条件のため、戦後における日本國憲法の精神に則り必要な措置を講じたこと等である。

ならず本年日本國憲法が施行せられ、これに伴い現行海員懲戒法中の一部の規定を改正する必要に迫られたので、この際現行海員懲戒法を全般的に検討し、あらたに本法を制定し、海難防止のため適切なる制度の確立を期したものである。

三、議案の可決理由

本案は、本年施行された日本國憲法の精神に則るものであり、わが國現下の海運の実情に鑑みて、海難の原因を明かにし、以てその発生の防止に寄與するため適切なるものと認め、これを可決すべきものと議決した。

なお、本法案第六十二条、第六十三条の勧告の実効性を確保するため、次の附帯決議を議決した。

附帯決議

一、本法案第六十二条、第六十三条の勧告は、強制力を有しない欠点があるから、これを補うため被勧告者をして、勧告の趣旨を厳格に履行させるよう監督の措置を講ずること。

又その審判手続については、あらたに委審員の制度を設け、審判の管轄は事件発生地主義を取り、必要な場合には、管轄を移轉し得ることとして弾力性を加え且つ高等海難審判所の裁決に対して東京高等裁判所に不服の訴を提起する途を開いた外、日本國憲法の精神に則り必要な措置を講じたこと等である。

本法案の目的は、戦争の結果惹起された悪条件のため、戦後における日本の精神に則り必要な措置を講じたこと等である。

昭和二十二年八月二十三日

通委員長 正木 清
衆議院議長 松岡駒吉殿

〔正木清君登壇〕

○正木清君 ただいま議題となりました海難審判法案について、運輸及び交通委員会における審査の経過並びに結果を御報告申上げます。

本案は八月九日に本委員会に付託せられまして、八月十三日運輸大臣より提案理由の説明を聽取し、二十日、二十三日の両日にわたり慎重なる審議をいたしました。

わが國の海運は、戦争の結果、保有船腹の大部分を喪失し、現に残存する船舶の過半数は、戦時大量建造のいわゆる戦標船であり、乗組員もまた大部が急速養成の船員であり、さらにこれに加えまして、戦争の結果、航路認識の滅失、機器品その他運航または補修用資材の不足等の事情により、戦後にかかる海難件数は増加の一途をたどり、まことに憂慮にたえない現状であります。ですが、このときあたり、本年日本國憲法が施行せられ、現行海員懲戒法の一部の規定は当然改正する必要に迫られましたので、この際これに徹底的な検討を加えることを期し、海員懲戒法を廃止し、新たに海難審判法が立案され、本法施行に要する経費は、約九十五万五千円であるが、これに二十二年度初頭における海員審判所要経費三十八万五千円を合計すれば、約百三十四万円である。

しかして、本案の趣旨を簡単に説明申し上げますと、現行海員懲戒法のごとく海員の懲戒を目的として海拔免状

受有者の行為をのみ対象とするこ

やめ、むしろ直接に海難の事実そのものを対象として、その原因を追究し、これを懲戒し、また海難が海拔免状受有者以外の者、すなわち船主、造船所その他の者の所爲に基くことが明らか

な場合には、これ等の者に對してしかるべき勧告をなし得ることとし、もつ

て海難の防止に寄與せんとするのであ

り、またその審判手続については、新

たに參審員の制度を採用いたしました

ほか、日本國憲法に規定されている國民の自由権の保障との關係上困難な点がある

たに参審員の制度を採用いたしました

しまして、必要な修正を加えると同

時に、憲法の要請にこたえ、高等海難審判所の判決に対し司法裁判所に不服の訴えを提起する途を開いたこと等

であります。

本委員会においては、まず提案理由の説明を聽取した後、熱心なる質疑應答が政府と当委員との間に行われたの

であります。その概略を申し上げま

すと、質疑の重点は、おもに本法案に

よつて新たに設けられた勧告の制度に

集中されたのであります。すなわち勸告制度について、被勧告者の地位、勧告

勧告の実効性を確保するため、社会党

社会党より館俊三君が党を代表して、

勧告の実効性を確保するため、社会党

より次の附帯決議を附して原案に賛成

する旨述べられましたが、ここに右附

社会的圧力を加えることによりその趣旨の実現を期し得る旨の答弁がありましたが、委員会といたしましては、將來の日本海運の再建発展のために政府の万全なる措置を要望し、後に述べまする附帯決議を附することとしたのであります。

また被勧告者を、免状受有者と同様

これを審判当事者とするとの是非については、これは憲法に保障せられた

國民の基本権の關係上困難な点がある

のでありますが、しかし、政府は手続規定を定めるにあたり、被勧告者が審

判庭に出席し、十分にその立場について弁明する機会を與えるごとく措置す

る旨の政府答弁がありました。

また本法案を實際に運用する審判官、理事官の資格を規定する方針につ

いての質疑に對しては、政府より、一定の資格を有する者の中より選考委員会の審査によつて任用する旨の答弁が

ありました。その審判の管轄、補佐

人の資格等の点について質疑がありま

したが、その詳細については会議録に譲りたいと存じます。

かくて、八月二十三日討論に入り、

社会党より館俊三君が党を代表して、

勧告の実効性を確保するため、社会党

より次の附帯決議を附して原案に賛成

する旨述べられましたが、ここに右附

帶決議を朗読いたします。

海難審判法案附帯決議

一、本法案第六十二条、第六十三条

